

嘉島中学校部活動規約

嘉島町立嘉島中学校
令和8年4月1日改訂

第1条 目的

部活動は、部員の健康な精神・健康な身体を育成し、スポーツ・文化への理解を深めると共に、技術・技能の向上を目的とする。

第2条 部員

部活動の部員は、嘉島中学校在校生の希望者をもって構成する。

第3条 組織

設置する部は、部活動の状況や指導体制、生徒の希望等を踏まえ、本規程に基づき、指導管理が十分と認められた部を年度当初に決定する。

また、本校部活動は、嘉島中学校の生徒で組織する。

第4条 入退部

各部への入部は、保護者の同意を必要とし、学級担任又は希望する部指導者の承認を得なければならない。退部は原則として認めないが、特別の事情がある場合は本人・保護者の申し出に基づき関係部指導者、体育主任、関係学年担当者、その他必要な関係者で検討の上、校長の承認を必要とする。

第5条 会費

部員の保護者は、定められた会費を納めなければならない。金額については、体育主任が作成する予算案を職員会議で検討し、校長の承認を得る。

第6条 設置部

本校では、次の部活動を設置する。

野球、男子バレーボール、女子バレーボール、バドミントン、陸上・水泳、吹奏楽、美術、男子バスケットボール、女子バスケットボール、男子ソフトテニス

第7条 部の新設並びに廃止

部の新設・廃止は、指導者、施設設備、生徒の希望等の条件を踏まえ、嘉島中学校の実情に即した教育的判断に基づいて行うものとし、年度当初職員会議で検討し、校長が決定する。

また、廃止に関しては別紙申し合わせ事項に基づいて検討する。

第8条 活動と指導

- (1) 各部には顧問として、指導担当職員を置く。
- (2) 各部には、必要に応じて本校職員以外の指導者（以下、「教員外指導者」という。）

を置くことができる。配置に当たっては、顧問の推薦に基づき職員会議で検討し、校長が承認した者を配置する。

- (3) 部活動指導員（町会計年度職員）を除く教員外指導者には、校長が委任状を交付し、任期は年度末日を期限とする1年以内とする。
- (4) 顧問は、部活動の運営の中核となり、適切な指導及び管理を行う。また、部員の健全な心身の育成とスポーツ・文化への愛好の精神を養い、併せて技術・技能の向上を図る。
- (5) 教員外指導者は、学校の方針及び顧問の監督のもと教育的配慮と人権尊重を基盤とした指導を部員に対して行う。
- (6) 各部は、顧問または教員外指導者の監督の下に活動することを原則とするが、やむを得ず顧問又は教員外指導者が参加できない場合は他の職員が代行することができる。
- (7) 各部は、学校の方針に基づき個々に独立した活動を行うが、顧問を中心として全職員が協力しあって行う。
- (8) 各部には、会員の保護者で組織する保護者会を設置し、その総会を年度当初に行い、保護者と連携して各部を運営する。
- (9) 部員は、部活動に進んで参加し技術・技能の向上に努めると共に、好ましい人間関係づくりや集団づくりに努めると共に、活動時間以外でも集団の一員としての自覚ある行動に努める。
- (10) 部活動指導員については、嘉島町教育委員会が定めた方針に基づき本規約の教員外指導者の項目を準用する。

第9条 練習時間

- (1) 年間の下校時刻（正門を出る時間）を原則として次のように定める。

3月～	9月	18:20	10月	18:00	
11月～	1月	17:30	2月	18:00	(完全下校時刻)

- (2) 練習日は、週5日以内とし、平日1日以上、週末（土曜日及び日曜日）1日以上を計2日以上を休養日とする。
- (3) 毎月第1日曜日は完全休養日とする。（家庭の日）
- (4) 平日の練習時間は長くとも2時間程度、土曜日、日曜日、祝日及び長期休業日の練習時間は長くとも3時間程度とする。時間延長が必要な場合は、校長の承認を得る。
- (5) 定期試験前3日間は、練習を中止することを原則とする。
- (6) 校外において活動をする場合は校長に届ける。
- (7) 土曜日、日曜日、祝日に活動（対外試合を含む。）する必要がある場合は、休養日を他の日に振り替えるなど適切に休養日を確保し、部活動主任を通じて、活動の1週間前までに校長の承認を得る。
- (8) 公式戦（中体連及び各種目の県協会・連盟主催で、県や九州大会に繋がる大会）に限り、延長練習、テスト休み前の練習を認める。ただし、延長練習に関しては30分以内、テスト休み前の練習に関しては1時間以内とし、生徒の負担が大きくなり過ぎないように配慮するものとする。また、大会1週間前から延長練習・テスト前の練習を認めるものとする。

(9) 早朝練習は特別な場合を除き認めない。

第10条 スポンサー会の開催

- (1) 部活動全体の円滑な運営のため校長、関係職員、PTA執行役員、各部保護者代表、教員外指導者で構成するスポンサー会を開く。
- (2) スポンサー会開催後に、必要に応じて各部活動の主将を集めキャプテン会を開催し、スポンサー会で決定・討議された事項を連絡する。